

## コラム⑰ 児童虐待の未然防止

少子高齢化が急激に進むことにより、家族形態の変化や地域コミュニティの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、育児へのストレスに悩む家庭が少なくありません。区では、本プラン柱2に掲げた各事業を推進するとともに、子育て家庭がいつでも相談でき支援につながり、孤独な育児にならないよう、関連部署が連携して包括的な援助をめざしています。

区は、子どもの健やかな成長とその人権を守るため「児童虐待対応マニュアル」を作成し、区民や関係機関への配布や研修の機会を通して、意識啓発と円滑な連携体制に取り組んでいます。また、子育て家庭への切れ目のない支援のために「子育て世代包括支援センター」を機能設置しており、関連部署における連携強化、アセスメントスキルの向上、地域における見守りの強化などに取り組んでいます。

さらに、児童虐待の未然防止を図ることを目的に、「予防的支援推進とうきょうモデル事業」に、令和3年度から令和5年度の予定で取り組みます。予防的支援の中核となる担当職員及び心理職・保健師等による予防的支援チームの設置や、要保護児童対策地域協議会の強化により、関係機関の連携強化や対応力の向上に取り組んでいます。

子どもの貧困対策の観点においては、行政からも地域からも見えにくい家庭内の課題を早期に発見することが重要です。家庭と地域の関係性が希薄化し、地域での見守りの機会が減少している中、地域における複数の目による見守り体制の強化や子育て家庭の孤立化防止のための具体的取組みの一つとして、令和2年度から「子どもと地域をつなぐ応援事業」を実施しています。本事業では、支援を必要とする子育て家庭に対して、区の制度や相談窓口を周知するとともに、子どもの生活応援に関する活動を行う団体などの活動情報を案内することで、子育て家庭が地域の支援者と日常的なつながりを持つきっかけをつくります。

子どもの最善の利益を第一に考え、「安心して子どもを生み育てられるまちづくり」をめざして支援を続けていきます。

